

有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン(簡略版)

厚生労働省では、非正規雇用問題に対する取り組みの一環として、有期契約労働者等の企業内でのキャリアアップを推進する事業主に対する包括的な助成制度を、平成25年度に創設しました。

ガイドラインの概要

厚生労働省は、事業主が当該助成制度を活用する上で、配慮すべき事項として「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」を策定しています。

(ガイドライン全文は、http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/dl/gaidelines.pdf)

ガイドラインの主な内容 (助成制度を活用する上で、配慮するよう努めて下さい)

1. キャリアアップに向けた管理体制の整備	<input type="checkbox"/> 事業所内で、有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む者を、「キャリアアップ管理者」として位置付けましたか？
2. 計画的なキャリアアップの取り組みの推進	<input type="checkbox"/> キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を作成しましたか？
3. 助成措置を活用する上で配慮することが望ましい事項	<input type="checkbox"/> 労働関係法令及び社会保険関係法令(※)は、有期契約労働者等にも適用があることを認識し、遵守していますか？ <small>※ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法、雇用対策法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法など(短時間労働者の場合には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、派遣労働者の場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の適用がある。)</small>
(1)正社員化	<input type="checkbox"/> 有期労働契約から正規・無期雇用労働契約への転換、無期雇用労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮に努めていただくようお願いします。 <input type="checkbox"/> 有期契約労働者等のモチベーションの維持・向上が図られるよう、正社員等への転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準・転換の実施時期等のルールの明確化をお願いします。
(2)人材育成	<input type="checkbox"/> 職業能力や希望するキャリアパスに応じて、正社員化・処遇の改善等の目標を明確にしつつ計画的な教育訓練の実施をお願いします。 <input type="checkbox"/> 若年者に対し、ジョブ・カード制度・キャリアコンサルティングを活用した実践的な教育訓練の実施をお願いします。
(3)処遇改善支援	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映(賃金規定等の増額改定等)をお願いします。 <input type="checkbox"/> 相談窓口を設け、職業生活全体に関する個人面談等を積極的に取り入れたり、キャリア・コンサルタントの配置・活用によって自発的な職業生活設計等を容易にするための相談支援をお願いします。 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法上、義務付けられている健康診断以外の一定の健康診断の制度を新たに作成し、有期契約労働者等のより良い健康管理に努めるようお願いします。 <input type="checkbox"/> 正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成、適用することにより、正規雇用労働者との待遇に係る制度の共通化の推進をお願いします。 <input type="checkbox"/> 正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を作成、適用することにより、正規雇用労働者との待遇に係る制度の共通化の推進をお願いします。 <input type="checkbox"/> 労使の合意に基づき、社会保険の適用拡大の措置を講じた場合には、新たに被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の対象となった有期雇用労働者等の基本給の増額改定をお願いします。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者の希望に応じて、所定労働時間5時間以上を延長し、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)に適用される労働者を増加させる取組の推進をお願いします。